

オートデスク
ソフトウェア使用許諾契約
日本

本契約書を注意してお読みください: AUTODESK, INC.(以下「オートデスク」)は、お客様に対して、お客様がこのソフトウェア使用許諾契約(以下「本契約」)に含まれる全条件に同意する場合に限り、このソフトウェアの使用権を許諾します。

本契約を表示するダイアログに示される[同意する(I ACCEPT)]ボタンを選択するか、または本ソフトウェアの全部もしくは一部をインストール、アップロード、アクセス、その他の方法で複製または使用することにより、お客様は本契約に法的に拘束されることに同意したと見なされます。上記の行為により、本契約は、お客様が自身のために本ソフトウェアを取得する場合は、オートデスクとお客様個人との間で成立し、お客様が企業またはその他法人のために本ソフトウェアを取得する場合は、オートデスクと企業またはその他法人のいずれかとの間で成立します。

お客様が本契約に同意しない場合、またはお客様自身もしくは代理する企業または法人が本契約に拘束されることを望まない場合、以下の手続きを行ってください。

(A)本ソフトウェアをインストール、アップロード、アクセス、その他の方法で複製または使用せず、(B)本契約を表示するダイアログに示される[同意しない(I REJECT)]ボタンを選択し(この選択によって、本ソフトウェアのローディングが取り消されます)、さらに (C)本ソフトウェアの取得日から 30 日以内に、お客様が本ソフトウェアを購入した場所に本ソフトウェア並びに同梱のユーザ ドキュメントおよびマテリアルを返品の上、代金の払い戻しを受けてください。

本契約で認められる場合を除き、本ソフトウェアまたは付随するドキュメントまたはマテリアルをインストール、アップロード、アクセス、その他の方法で複製または使用することは認められていません。これは本契約の重大な違反であり、本ソフトウェア並びにドキュメントおよびマテリアルの著作権その他の知的財産権の侵害となります。お客様が、本契約を締結することなく、オートデスクの書面による許可を得ることなく、または本契約を遵守せずに、全部または一部を問わず本ソフトウェアをインストール、アップロード、アクセス、その他の方法で複製または使用する場合、著作権その他の知的財産権に関する法律に違反することになります。その場合、お客様は、オートデスクおよびオートデスクのライセンサーに対し、損害賠償の責任を負い、かつ刑事処分の対象となる場合もあります。

オートデスクが本ソフトウェアの提供を直接または間接に認定または許可していない第三者から取得した本ソフトウェアは、オートデスクの権利を侵害している可能性があります。

1. 定義

1.1 「アクセス」とは、本ソフトウェアの機能を使用すること、または本ソフトウェアの機能を使用することにより利益を享受することをいいます。

1.2 「オートデスクのマテリアル」とは、ソフトウェア、ユーザ ドキュメント、およびその他のマテリアルを総称したものです。

1.3 「コンピュータ」とは、デジタル方式またはこれに準ずる方式で情報を受け取り、かつ一連の命令に基づき特定の結果のためにこの情報を処理する 1 つ以上の中央処理装置(CPU)を搭載する単独の電子機器をいいます。

1.4 「その他のマテリアル」とは、ユーザドキュメントに説明されているライセンス パラメータに該当しないメディアまたはマテリアルに同梱されている、または対価を支払っていないすべてのプログラム、モジュール、コンポーネント、または機能性を表します。

1.5 「インストール」とは、何らかの手段(本ソフトウェアに付随するインストール ユーティリティ アプリケーションの使用等)により、ハードディスクまたはその他の記憶媒体上に本ソフトウェアのコピーを導入することをいいます。

1.6 「ライセンス パラメータ」とは、本契約第 2.2 条に記載される適切なライセンスの範囲に関する定義および制限をいいます。

1.7 「許可数」とは、オートデスクが適切なユーザドキュメントにおいて指定する、適切なライセンス パラメータに関する数をいいます。許可数は、かかるユーザドキュメントで別途定められていない限り、1 つとします。

1.8 「本ソフトウェア」とは、本契約が組み込まれるか、または本契約と共に同梱されて引き渡されるコンピュータ プログラムをいいます。お客様へ引き渡されたプログラムが「スイート(Suite)」または「シリーズ(Series)」、あるいはバンドル パッケージの一部である場合、本ソフトウェアという用語は、当該製品(スイート、シリーズ、バンドル パッケージ、あるいはそれらのユーザ マニュアルで記載された表記)の一部としてお客様へ引き渡されるすべてのプログラムを含みます。

1.9 「国または地域」とは、お客様が本ソフトウェアを取得された国または地域のことであり、(i) お客様が欧州連合(EU)、または欧州自由貿易連合(EFTA)の加盟国で本ソフトウェアを取得された場合は「国または地域」は欧州連合および欧州自由貿易連合に加盟するすべての国と地域を意味し、(ii)それ以外の場合はユーザドキュメントに記載されます。

1.10 「アンインストール」とは、消去または削除を意味します。

1.11 「ユーザドキュメント」とは、ライセンス仕様書、アクティベーション コード/オーソライゼーション コード、本ソフトウェアの使用方法に関する指示、または技術仕様書等を含む、印刷形式または電子形式の説明資料をいいます。オートデスクまたはオートデスク認定リセラーが、かかるユーザドキュメントを本ソフトウェアに組み込むか、それと一緒にパッケージに同梱してお客様に引き渡します。または、お客様が本ソフトウェアを取得またはインストールした時、またはその後、請求書に基づき、オートデスクまたはオートデスク認定リセラーが、お客様に対して、電子メール、ファクシミリまたはその他の手段により送付します。

1.12 「お客様」とは、ご自身のために本ソフトウェアを取得する場合は、個人(本契約を読んだ上で、本契約を承諾するよう促される個人)を指し、企業またはその他の法人の代理として本ソフトウェアを取得する場合は、その企業またはその他の法人(ただし、その企業またはその他の法人の関連会社、子会社、またはその他の法的団体を含みません)を指します。

2. 本ソフトウェアの使用権許諾

2.1 使用権の許諾 オートデスクは、お客様に対し、ライセンス パラメータの範囲内で、適切なユーザドキュメントに従い、お客様の国または地域における、再使用許諾不可、非独占的、譲渡不可、制限付きの機械読取り式オブジェクト コード版の本ソフトウェアおよびユーザドキュメントをインストールして使用する権利を許諾します。お客様は、(i)本ソフトウェアと互換性があり、かつ、本ソフトウェアと共に使用または連動し、さらに、(ii)本ソフトウェアに実質的な付加価値機能または拡張を提供する、プログラム、モジュール、コンポーネントもしくは機能(以下「API モジュール」)を開発するために、本ソフトウェアに含まれもしくは同梱された、またはその他本ソフトウェアと共に使用するためにオートデスクが提供した、アプリケーションプログラミング インターフェース(以下「API」)に、アクセスできる場合があります。ただし、お客様は、使用

許諾を受けた本ソフトウェアがインストールされたコンピュータ上でのみ、かかる API モジュールをインストールしてアクセスすることができます。また、かかるインストールおよびアクセスは、お客様の本ソフトウェアのインストールおよびアクセスに関連して、かつ、お客様内部の事業目的でのみ、行なうことができます。お客様は、全部または一部を問わず、API モジュールを再頒布することはできません。お客様が本契約のすべての使用の制限、制約、およびその他の条件に継続的に従うことを条件に、オートデスクは、使用权（並びに、かかる使用权と共に、本ソフトウェアおよびユーザ ドキュメントをインストールおよび使用するお客様の権利）を許諾します。お客様が上記の制限、制約、またはその他の条件に違反する場合、使用許諾は自動的にかつ直ちに解除されます。お客様に対して許諾される権利の範囲は、本契約第 2 条（本ソフトウェアの使用権許諾）の使用権の許諾に関する記述にて定義されています。適切な使用許諾の範囲を逸脱して、またはその他本契約に従わずに、本ソフトウェアまたはユーザ ドキュメントを使用することは、オートデスクの知的財産権の侵害および本契約の重大な違反となります。本契約の条項は、その他のマテリアル（存在する場合）に対していかなるライセンスも許諾するものではありません。オートデスクまたはオートデスクにより直接もしくは間接に本ソフトウェアの供給を許可もしくは認定された第三者から本ソフトウェアを合法的に取得されていない場合、本契約の条項によりいかなるライセンスも許諾されません。

2.2 ライセンス パラメータ オートデスクの使用許諾は、ユーザ ドキュメントに記載されるとおり、本契約第 2.2 条（ライセンス パラメータ）に定める 1 つ以上のライセンス パラメータを条件とします。オートデスクが、ユーザ ドキュメントにおいて別途明確に指示または同意しない限り、すべての本ソフトウェアに、スタンドアロン（単体）版のライセンス（本契約第 2.2.1 条（スタンドアロン（単体）版）に記載）が適用されます。

2.2.1 スタンドアロン（単体）版 オートデスクが「スタンドアロン版」もしくは「単体版」として本ソフトウェアを特定するか、またはユーザ ドキュメントにおいて本契約第 2.2.2 条（スタンドアロン（マルチシート）版）から第 2.2.6 条（評価版）までに定める版の名称により本ソフトウェアを特定していない場合、お客様自身の業務において必要性があるときに限り、1 台の単体コンピュータ上に、本ソフトウェアの 1 コピーのみをインストールし、それにアクセスすることができます。ネットワーク接続を使用して別のコンピュータから本ソフトウェアにアクセス、操作、表示したり、別のコンピュータに本ソフトウェアをインストール、アップロードすることはできません。オートデスクにより明示的に許可されている場合を除き、お客様は、2 台以上のコンピュータに本ソフトウェアを同時にインストールまたはアクセスすることはできません。

2.2.2 スタンドアロン（マルチシート）版 本ソフトウェアがオートデスクにより「スタンドアロン（マルチシート）版」と記述されている場合、お客様自身の業務において必要性があるときに限り、許可された数の個別のコンピュータに本ソフトウェアのコピーをインストールしてアクセスすることができます。ネットワーク接続を使用して別のコンピュータから本ソフトウェアにアクセス、操作、表示したり、別のコンピュータに本ソフトウェアをインストールまたはアップロードすることはできません。オートデスクにより明示的に許可されている場合を除き、お客様は、許可数を越えるコンピュータに本ソフトウェアを同時にインストールまたはアクセスすることはできません。

2.2.3 ネットワーク版 オートデスクが、適切なユーザ ドキュメントにおいて、「ネットワーク版」として本ソフトウェアを特定する場合、お客様は、お客様自身の業務の必要性に応じ、オートデスクのライセンス マネージャ ツールを使用して（存在する場合）、お客様のファイル サーバ コンピュータ上に、本ソフトウェアの 1 コピーをインストールおよびアクセスすることができます。同時使用者の最大数が許可数を超えない限りにおいて、マルチユーザ インストールとして、他のコンピュータまたは個々のコンピュータ上で、本ソフトウェアにアクセスすることができます。

2.2.4 教育機関限定 オートデスクが、適切なユーザ ドキュメントにおいて、「教育機関限定版」として本ソフトウェアを特定する場合、お客様は、教育上の目的（適切なユーザ ドキュメントに詳述される）に限り、コンピュータの許可数を上限として本ソフトウェアの 1 コピーをインストールおよびアクセスすることができます。その他の目的で使用することは一切認められません。上記に限らず、商業目的、職業目的、商業的なトレーニング、またはその他の営利目的のために、本ソフトウェアの教育機関限定版を使用する

ことはできません。さらに、本契約第 6 条(注意)に定める通り、機能の制限が適用されます。

2.2.5 学生版およびパーソナル ラーニング エディション オートデスクが、適切なユーザドキュメントにおいて、「学生版」または「パーソナル ラーニング エディション」として本ソフトウェアを特定する場合、お客様は、個人的な学習上の目的に限り、コンピュータの許可数を上限として本ソフトウェアの 1 コピーをインストールおよびアクセスすることができます。その他の目的で使用することは一切認められません。オートデスクが、ユーザドキュメントにおいて別途定めていない限り、本ソフトウェアの学生版およびパーソナル ラーニング エディションは、本ソフトウェアをインストールした日から 1 年間使用することができます。上記に限らず、商業目的、職業目的、またはその他の営利目的のために、本ソフトウェアの学生版およびパーソナル ラーニング エディションを使用することはできず、また、本契約第 6 条(注意)に定める通り、機能の制限が適用されます。また、学生版は認定を受けた教育機関の教員、職員および学位、卒業証書または修了証書を求める学生に限り使用できます。本条において、学位、卒業証書または修了証書を求める学生とは、学生版のインストール時に、認定を受けた教育機関において、(i)3単位以上の学位を授与する教育プログラムまたは(ii)9ヶ月以上の修了証書を付与するプログラムに入学した学生を意味します。

2.2.6 評価版 オートデスクが、適切なユーザドキュメントにおいて、本ソフトウェアをデモンストレーション版、評価版、試用版、「非売品(NFS)」、または「非再販品(NFR)」(以下「評価版」)として特定する場合、お客様は、評価およびデモンストレーションの目的に限り、本ソフトウェアの 1 コピーをインストールおよびアクセスすることができます。上記に限らず、競合製品の分析、商業目的、職業目的、またはその他の営利目的のために、評価版を使用することはできません。評価版は、オートデスクが書面により別途定めない限り、30 日の評価期間に限りインストールすることができます。さらに、本契約第 6 条(注意)に定める通り、機能の制限が適用されます。

2.2.7 使用許諾期間 本契約の条件に従い、本ソフトウェアの使用許諾期間は、無期限とします。ただし、本ソフトウェアが、「評価版」、「学生版」、または「パーソナル ラーニング エディション」と指定される場合、または固定期間ライセンス、期間限定ライセンスもしくはレンタル ライセンスとして指定される場合を除きます。この場合、使用許諾期間は、適切なユーザドキュメントにおいてオートデスクが指定する期間(以下「指定期間」)またはお客様が支払った対価に準じる期間のうち、いずれか短い方の期間とします。オートデスクが、本ソフトウェアを固定期間、期間限定またはレンタル ライセンスとして指定し、かつ期間を指定しない場合は、お客様が最初に本ソフトウェアをインストールした日から 90 日後に、指定期間が満了するものとします。適切なライセンスの期間の経過後も本ソフトウェアを使用すること、または本ソフトウェアの時限的使用禁止機能が無効化しようと試みることは、不正使用であり、本契約の重大な違反および知的財産権に関する法律違反となります。

2.3 アップグレード ユーザドキュメントにおいて、以前にお客様に対して使用許諾したソフトウェア(以下「旧バージョン」)のアップグレードまたはアップデート(以下「新バージョン」)として、オートデスクが本ソフトウェアを指定する場合、お客様は、新バージョンをインストールしてから 120 日で、旧バージョンの使用権の許諾が解除されます。かかる 120 日間の新バージョン インストール期間内に、(i)お客様は、旧バージョンの一切の使用を中止し、かつ旧バージョンのすべてのコピーをアンインストールし、さらに、(ii) 旧バージョンのすべてのオートデスクのマテリアルを廃棄するか、または、オートデスクが要求する場合、オートデスクまたは旧バージョンの入手先である会社に対し、旧バージョンのすべてのオートデスクのマテリアルを返還する必要があります。オートデスクは、お客様に対し、旧バージョンのすべてのコピーがアンインストールされたこと、および、旧バージョンのすべてのオートデスクのマテリアルが廃棄または返還されたことについての十分な証拠の提示を要求する権利を留保します。お客様が Autodesk Subscription を購入された場合、お客様は、Autodesk Subscription 契約に基づき追加的権利を取得し、かつ、Autodesk Subscription 契約期間中は本条で規定する義務がお客様に対して適用されない場合があります。

2.4 クロスグレード ユーザドキュメントにおいて、以前にお客様に対して使用許諾したソフトウェア(ま

たは旧バージョン)のクロスグレード(以下「クロスグレード」)として、オートデスクが本ソフトウェアを指定する場合、お客様は、クロスグレードをインストールしてから 60 日(またはオートデスクがユーザ ドキュメントにおいて別途指定する期間)(以下「クロスグレード期間」)で、旧バージョンの使用権の許諾は解除されます。クロスグレード期間内に、(i)お客様は、旧バージョンの一切の使用を中止し、かつ旧バージョンのすべてのコピーをアンインストールし、さらに、(ii) 旧バージョンのすべてのオートデスクのマテリアルを廃棄するか、または、オートデスクが要求する場合、オートデスクまたは旧バージョンの入手先である会社に対し、旧バージョンのすべてのオートデスクのマテリアルを返還する必要があります。オートデスクは、お客様に対し、旧バージョンのすべてのコピーがアンインストールされたこと、および、旧バージョンのすべてのオートデスクのマテリアルが廃棄または返還されたことについての十分な証拠の提示を要求する権利を留保します。

2.5 補足的なソフトウェア オートデスクまたはオートデスクが本契約に基づきお客様に対し使用許諾された本ソフトウェアに関連して認定または許諾する第三者は、お客様に対し、本ソフトウェアを補足または拡張する、新バージョンまたはクロスグレード以外の追加のソフトウェアを提供する場合があります。上記の補足的なソフトウェアは、オートデスクまたは第三者が引渡し時に別途指定しない限り、本契約第 5.1 条(保証の制限)を除き、本契約の条件に従うものとします。

2.6 ソフトウェア コンポーネント 本ソフトウェアは、単一の製品として、お客様に対し使用許諾されます。オートデスクが適切なユーザ ドキュメントにおいて明示的に認めない限り、2 台以上のコンピュータ上でインストール、アクセス、または頒布するために、本ソフトウェアのコンポーネントを分離することはできません。

2.7 解除 使用権の許諾または本契約が解除された場合、(i)お客様は、オートデスクのマテリアルの一切の使用を中止し、かつ本ソフトウェアのすべてのコピーをアンインストールし、さらに、(ii)すべてのオートデスクのマテリアルを廃棄するか、または、オートデスクが要求する場合、オートデスクまたはオートデスクのマテリアルの入手先である会社に対し、すべてのオートデスクのマテリアルを返還する必要があります。オートデスクは、お客様に対し、本ソフトウェアのすべてのコピーがアンインストールされたこと、および、すべてのオートデスクのマテリアルが廃棄または返還されたことについての十分な証拠の提示を要求する権利を留保します。

3. 許諾事項および禁止事項

3.1 許諾事項

3.1.1 バックアップ コピー

(a) ネットワーク版を除くすべてのバージョンのバックアップ ネットワーク版を除き、取得した本ソフトウェアがどのバージョンであるかを問わず、本ソフトウェアのオリジナル コピーが使用できなくなった場合のバックアップ目的に限り、お客様は本ソフトウェアのバックアップ用コピーを 1 つだけ作成することができます。お客様は、本ソフトウェアのオリジナル コピーが使用できなくなり、バックアップ用コピーを使用しなければ本ソフトウェアにアクセスできない場合に限り、本ソフトウェアのかかるバックアップ用コピーをインストールしてアクセスすることができます。

(b) ネットワーク版のバックアップ お客様がネットワーク版を取得された場合、本ソフトウェアがインストールされているオリジナルのファイル サーバ コンピュータが使用できなくなった場合の

バックアップ目的に限り、お客様は本ソフトウェアのバックアップ用コピーを 1 つだけ別のファイル サーバ コンピュータにインストールできます。お客様は、本ソフトウェアがインストールされているオリジナルのファイル サーバ コンピュータが使用できなくなり、バックアップ用コピーを使用しなければ本ソフトウェアにアクセスできない場合に限り、本ソフトウェアのかかるバックアップ用コピーにアクセスすることができます。

(c) ユーザドキュメントのバックアップ 本契約第 2.2 条(ライセンス パラメータ)に基づき明示的に許可された場合を除き、(a)ユーザドキュメントが印刷形式である場合は、これを複写しないものとし、かつ (b)ユーザドキュメントが電子形式である場合は、これを電子的に複製しないものとします。

3.1.2 通常の使用場所以外での使用

(a) スタンドアロン(単体)版およびスタンドアロン(マルチシート)版 お客様がスタンドアロン(単体)版またはスタンドアロン(マルチシート)版を取得された場合、本ソフトウェアのコピーの許可数それぞれに対し、お客様の国または地域内でのみ、本ソフトウェアのコピーをもう 1 つ作成し、2 台目のコンピュータにインストールしてアクセスすることができます。ただし、以下の条件に従うものとします。

(i) かかる 2 台目のコンピュータが、(お客様の従業員など別の人物ではなく)お客様自身によって所有または貸与されている。

(ii) かかる 2 台目のコンピュータが、お客様の通常の使用場所から離れた場所にあるラップトップ コンピュータまたはサーバに接続されていないコンピュータである。

(iii) 本ソフトウェアのもう 1 つのコピーには、お客様(またはお客様の従業員)が通常の使用場所から離れている間に業務を遂行する目的でのみアクセスする。

(iv) 本ソフトウェアのオリジナル コピーともう 1 つのコピーは同一人物のみが使用し、同時に使用する本ソフトウェアのコピーの数は 1 つとする。

(v) 本ソフトウェアの両コピーには、本ソフトウェアに搭載されている専用のコピー プロテクト装置(存在する場合)をインストールしてアクセスする。

(b) ネットワーク版に対する VPN アクセス お客様がネットワーク版を取得された場合、セキュリティ保護された仮想プライベート ネットワーク(以下「VPN」)により、お客様の国または地域内でのみ本ソフトウェアにアクセスできます。

(i) 本ソフトウェアには、お客様(またはお客様の従業員)が通常の使用場所から離れている間に業務を遂行する目的でのみ VPN によりアクセスできます。

(ii) 同時に使用するユーザの最大数は、許可数を越えないものとします。

(iii) 本ソフトウェアのすべてのコピーには、本ソフトウェアに搭載されている専用のコピー プロテクト装置(存在する場合)をインストールしてアクセスするものとします。

(iv) VPN 接続はセキュリティ保護されており、業界標準の最新の暗号化および保護機能に適合するものとします。

本契約第 3.1.2 条(通常の使用場所以外での使用)のいかなる条項も、該当する国または地域以外でのお客様(またはお客様の従業員)による本ソフトウェアへのアクセスを許可していません。

3.2 禁止事項 オートデスクは、以下の行為を許可せず、お客様は、以下の行為が禁じられていることを了承します。

3.2.1 使用 本契約により明示的に承認された場合を除き、お客様は、オートデスクのマテリアルをインストール、アクセス、その他の方法で複製または使用することはできません(また、第三者に対してかかる行為をさせることもできません)。

3.2.2 リバース エンジニアリング お客様は、本ソフトウェアまたはその他のマテリアルをリバース エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません(サード パーティに許可することできません)。

3.2.3 譲 渡 お客様は、オートデスクの書面による事前の承認を得ずに、誰に対しても(また、いかなる法的団体に対しても)、全部または一部を問わず、オートデスクのマテリアルまたは本契約で許諾された権利を配布、賃貸、貸与、リース、売却、再使用許諾、またはその他の方法で譲渡することはできません。

3.2.4 ホスティングまたは第三者による使用 お客様は、インターネット(Web ホスティング、商業的なタイム シェアリング、サービス窓口、またはこれに準ずるサービスに関連する使用等を含む)上で、オートデスクのマテリアルをインストールまたはアクセスすることはできません。また、お客様のコンピュータシステムまたはその他において、インターネットを通じ、第三者にオートデスクのマテリアルを提供することはできません。上記は、本契約第 3.1.2(b) 条(ネットワーク版に対する VPN アクセス)の条項に従うネットワーク版の VPN アクセスを禁止するものではありません。

3.2.5 表 示 お客様は、オートデスクのマテリアルから、所有権に関する表示、ラベルまたはマークを除去、変更、不明瞭にすることはできません。

3.2.6 修 正 お客様は、目的を問わず、オートデスクのマテリアルを改変、翻訳、修正、もしくは改作することはできず、またはこれらに基づき派生物を作成することはできません。

3.2.7 迂 回

(a) お客様は、オートデスクが本ソフトウェアに関連して使用するコピー プロテクトの方式を迂回もしくは除去するための器具、装置、ソフトウェア、またはその他の手段を使用することはできません。また、お客様は、オートデスクまたはオートデスク認定リセラーを通じて提供されたものではないオーソライゼーション コード、シリアル番号、またはその他のコピー プロテクト装置と一緒に、本ソフトウェアを使用することはできません。ネットワーク版の場合、お客様は、オートデスク ライセンス マネージャを迂回もしくは除去するための器具、装置、ソフトウェア、またはその他の手段を使用することはできません。

(b) お客様は、オートデスクがその他のマテリアルに関連して設定する使用制限または無効にされている機能を迂回もしくは除去するための器具、装置、ソフトウェア、またはその他の手段を使用することはできません。お客様は、その他のマテリアルに対する許可されていないコピーまたは使用を防止または阻害する、オートデスクのマテリアルのいかなる機能または技術的な制限も迂回または削除することはできません。

3.2.8 輸 出 お客様は、本契約、米国またはその他の適切な輸出管理法に違反して、本ソフトウェアまたはユーザドキュメントを輸出することはできません。

3.2.9 海外における使用 お客様は、お客様の国または地域以外で、本ソフトウェアまたはユーザドキュメントを使用することはできません。

3.2.10 禁止事項の例外 本契約第 3.2 条(禁止事項)に記載される禁止事項は、適用法令(コンピュータプログラムの法的保護に関する EC 指令 91/250 を実行する法律を含みます)において、かかる禁止事項が許容される範囲で執行力を有するものとします。お客様は、適用法令において当該禁止事項が執行力を有することについて証明責任を負うものとします。

4. 知的財産権の留保

オートデスクおよびそのライセンサーは、オートデスクのマテリアルおよびそのすべてのコピーに対する権原及び所有権、ならびにオートデスクのマテリアルおよびそのすべてのコピーに関する特許、著作権、登

録商標、営業秘密、およびその他の知的所有権を含むがこれらに限らないすべての権利および利益を留保します。お客様は、本契約において明示的に規定されたオートデスクのマテリアルに関して限定的な権利のみを有し、かつ、黙示的またはその他を問わず、それ以外の一切の権利を有しません。オートデスクのマテリアルの構造、組織およびコードは、オートデスクおよびそのライセンサーの価値のある営業秘密であり、お客様はこの営業秘密の秘密性を保持しなければなりません。本ソフトウェアおよびユーザ ドキュメントは使用を許諾されるものであり、売却されるものではありません。

5. 保証の制限および責任の排除

5.1 保証の制限 オートデスクは、お客様が本ソフトウェアを受領した日より 90 日間(以下「保証期間」)、本ソフトウェアがユーザ ドキュメントに記載された特徴および機能を提供すること、ならびに本ソフトウェアが搭載されたメディアが、素材および品質において瑕疵がないことを保証します。本契約第 5.1 条(保証の制限)に定める保証期間中におけるオートデスクの全責任およびお客様の唯一の救済方法は、オートデスクの選択により、エラーの修正またはこれに対処を試みること、本ソフトウェアが瑕疵のあるメディアによって提供された場合にはそのメディアを交換すること、またはお客様がお支払済みのライセンス料がある場合にはそのライセンス料を払い戻し、本契約を解除することです。この払戻を受けるには、お客様が瑕疵のあるメディアの保証期間内に、最寄りのオートデスクの営業所またはお客様がオートデスクのマテリアルを入手した会社に、領収書の写しを添えて、瑕疵のあるメディア(存在する場合)および関連するオートデスクのマテリアルを返還することが条件となります。

5.2 責任の排除 本契約第 5.1 条(保証の制限)に明示的に定める保証の制限を除き、オートデスクおよびそのライセンサーは、明示的または黙示的を問わず、オートデスクのマテリアルに関する一切の保証を行わず、お客様は保証を受けないものとします。本ソフトウェアおよびその機能に関するユーザ ドキュメント中のあらゆる記載もしくは表示、またはお客様とのあらゆる連絡事項は、技術情報を構成し、明示的な保証ではありません。さらに、オートデスクおよびそのライセンサーは、商品性、特定目的適合性および非侵害性の黙示的な保証を含むその他すべての保証を明示的に排除します。上記に関わらず、オートデスクは本ソフトウェアの操作に中断またはエラーがないことを保証しません。

6. 注意

6.1 機能の制限 コンピュータ支援設計(CAD)およびその他の技術ソフトウェアは、訓練を受けた専門家のみが使用することを意図したツールです。お客様の専門的な判断または独立したテストに代わるものではありません。CAD ソフトウェアおよびその他の技術ソフトウェアは、製品設計の支援を目的としており、製品の応力、安全および有用性に関する独立した設計分析、見積、またはテストに代わるものではありません。本ソフトウェアの潜在的なアプリケーションが多種多様であるため、本ソフトウェアは使用されるすべての状況に基づくテストは行われていません。オートデスクは、本ソフトウェアの使用を通じて得られる結果についていかなる方法でも責任を負いません。本ソフトウェアを使用する者は、本ソフトウェアの監視、運営および管理について責任を負うものとします。かかる責任は、本ソフトウェアの適切な使用方法を決定すること、ならびに意図する目的を達成するための本ソフトウェアおよびその他のプログラムの選択等を含みます。また、本ソフトウェアを使用する者は、本ソフトウェアを用いて設計されたあらゆるものを含む、あらゆるプログラムのアウトプットの信頼性および正確性をテストするための独立した手順の妥当性を確立する責任を負うものとします。

6.2 アクティベーション コード/オーソライゼーション コードの必要

A. 本ソフトウェアのインストール、アクセス、および継続使用は、アクティベーション コード/オーソライゼーション コードが必要となる場合があります。お客様は、アクティベーション コ

ード/オーソライゼーション コードが発行される前に、本ソフトウェアの取得をオートデスクに登録しなければなりません。お客様は、本ソフトウェアを登録するためのお客様によるライセンスの購入に関してお客様またはお客様の代理となる本ソフトウェアのリセラーまたはその他のサード パーティによって提供されたデータおよび情報をオートデスクが使用することに同意します。お客様は、オートデスク、お客様の代理となる本ソフトウェアのリセラーまたはその他のサード パーティに対し、オートデスクにより要求された正確、かつ最新の登録情報を提供することに同意します。また、お客様は、オートデスクにより提供されるお客様のデータ登録サービスによって登録情報を保持し最新に保つことに同意します。お客様は登録に際してオートデスクに提供された、あるいはその後更新された個人情報、オートデスクがアクティベーション コードを発行するため、オートデスクとお客様の関係を管理するため(将来の購入の場合にアクティベーション コードの自動発行を含む)、本ソフトウェアの権利および使用の認証のために使用することに同意するものとし、それ以外の場合は適用されるプライバシー ポリシー(オートデスクの WEB サイトまたは請求によってご覧いただけます)に従ってかかる個人情報を使用および開示することに同意するものとします。

B. お客様が本ソフトウェアを別のコンピュータへ移動する場合、お客様のコンピュータ上の日付設定装置を不正に変更する場合、適用される評価期間もしくは限定期間を超えて本ソフトウェアを使用する場合、またはセキュリティ モードをオフセットするその他一定の行為を行った場合、アクティベーション セキュリティ装置により本ソフトウェアが無効となることがあります。詳しい情報は、適用されるユーザドキュメントに含まれるか、または要請に応じてオートデスクが提供します。

6.3 教育機関限定版、学生版およびパーソナル ラーニング エディション 本ソフトウェアの教育機関限定版、学生版およびパーソナル ラーニング エディションを用いて作成されたワーク プロダクトおよびその他のデータには、教育目的での使用以外の分野で当該データを使用できないようにする特定の通知および制限が含まれています。本ソフトウェアの教育機関限定版、学生版またはパーソナル ラーニング エディションにより作成されたデータに、その他の方法で作成されたデータを結合またはリンクした場合、そのデータもこれらの通知および制限の影響を受ける場合があります。本ソフトウェアの教育機関限定版、学生版またはパーソナル ラーニング エディションで作成されたデータに、その他方法で作成されたデータを結合またはリンクした場合、オートデスクはいかなる責任も負いません。

7. 責任制限

いかなる場合も、オートデスクまたはそのライセンサーは、付随的損害、特別損害、間接損害、偶発的損害、逸失利益、逸失収入、データの喪失、事業の中断または代品入手に関わる費用に対して責任を負いません。さらに、いかなる場合も、本ソフトウェア、ユーザドキュメント、もしくは本契約、またはこれらとの関連で生じたすべての損害に関するオートデスクまたはそのライセンサーの責任は、かかる損害について直接の原因となる本ソフトウェアにお客様が支払ったまたは支払うべき金額を超えないものとします。本契約第 7 条の責任制限は、適用法令により許容される最大限の範囲で、発生の原因および責任の根拠に関わらず、契約、不法行為(過失等を含む)またはその他により発生したかを問わず、オートデスクがかかる損害の可能性を知らされていた場合でも、本契約に基づく制限的な救済方法がその本質的な目的を達成できるか否かに関わらず、あらゆる損害に適用されるものとします。

オートデスクは、本ソフトウェアまたは本ソフトウェアがお客様に提供されているメディアの紛失または盗難によって生ずるいかなる責任も負いません。オートデスクは、紛失または盗難されたソフトウェアまたはソフトウェア メディアについて、いかなる場合も交換する義務を負いません。本ソフトウェアおよび本ソフトウェアが提供されているメディアの安全ならびに一切のデータのバックアップについては、お客様のみがその責任を負うものとします。

8. 米国政府の制限的権利

オートデスクのすべてのマテリアルは、米国政府に対し、本契約の他の条項で定めるのと同じの商用使用権および条件の下で提供されます。

9. 総 則

9.1. 譲渡禁止、破産 お客様は本契約および本契約に基づきいかなる権利も譲渡することはできません(株式または資産の譲受、合併、支配権の変動、法の運用その他の理由を問いません)。お客様による譲渡の意図はすべて無効です。本契約および本契約により許諾された使用権は、お客様が破産または支払不能に陥った場合、お客様が債権者と債務整理をした場合、または清算を開始した場合、オートデスクの別途の通知または行為無しで終了します。

9.2. 法の選択 本契約および本契約により生じた、または本契約との関連で生じたすべての紛争(以下「紛争」といいます)には、抵触法の原則および国際動産売買契約に関する国連条約に関わらず、アメリカ合衆国カリフォルニア州の法律が適用されます。

9.3 完全合意 本契約および適用されるユーザドキュメントは双方の完全合意を構成し、本ソフトウェアおよびユーザドキュメントに関する、これ以前のその他すべての連絡事項、合意、表明、保証、または広告に優先するものとします。本契約の修正は、正式に権限を付与されたオートデスクの代表者により署名された書面による場合を除き、すべて無効とします。

9.4 可分性 本契約のいずれかの条件の全部または一部が、適用される法律に基づき違法、無効または執行不能と判断された場合、当該条件またはその一部は、違法、無効または執行不能である司法管轄において、違法、無効または執行不能である範囲で効力を生じないものとし、両当事者の意図が最大限有効になるように適用法令に適合するために必要な範囲で修正されたものとみなします。かかる司法管轄における当該条件の違法性、無効性または執行不能性は、その他の司法管轄における当該条件の適法性、有効性または執行可能性、あるいは、本契約のその他の条件の適法性、有効性または執行可能性に全く影響を及ぼしません。

9.5 権利不放棄 本契約書に記載されているいかなる項目または条項についても、その権利が放棄されたり不履行が免責されることはありません。ただし、かかる免責事項が書面にされ、免責を主張する当事者の相手により署名されている場合を除きます。権利放棄(明示的または黙示的にかかわらず)は、別のあるいは結果として生じた不履行に関する権利放棄またはその他のあらゆる事項に関する免責に同意するものではありません。

9.6 監 査 本契約の遵守を確保するため、お客様は、合理的な通知を行った上で、オートデスクまたはオートデスクの正式な代理人が、お客様によるオートデスクのマテリアルのインストール、アクセスおよび使用について検査および監査を行う権利を有することに同意するものとします。かかる検査または監査は、通常の営業時間中にお客様の施設において、または電子的に、オートデスクまたはこの目的のためのオートデスクの正式な代理人のいずれかにより、行われます。かかる検査または監査の結果、お客様が本契約により認められない方法でオートデスクのマテリアルをインストールおよびアクセスするか、またはそのようなアクセスを認めたことが判明した場合、(i)お客様は未払いのライセンス料および監査に関わる合理的な費用を支払う責任を負い、さらに、(ii)第 2.1 条(使用権の許諾)における制限を受けずに、かつ、オートデスクが書面でその他の選択をしない限り、本ソフトウェアに関する使用権の許諾は直ちに解除されるものとします。かかる検査および監査の過程でオートデスクまたはオートデスクの正式な代理人によって取得されたすべての情報は、適用法令によりその他の使用または開示が要求されない限り、かかる検査および監査の目的ならびに本契約および適用法令に基づくオートデスクの権利の行使のためにのみ、オートデスクによって使用および開示されます。本条は、本契約または適用法令の違反に対してオートデスクが利用可能な法律上またはエQUITY上の救済方法を制限するとはみなされません。

9.7 言語 本契約の英語版およびいずれかの翻訳版との間で不一致が生じた場合、英語版が法的な拘束力を有するものとします。

9.8 解釈 本契約上不明瞭な点は起草者に不利に解釈されないものとします。